

## 書 評

エリック・ヘライナー著,  
矢野修一・柴田茂紀・参川城穂・山川俊和訳

## 『国家とグローバル金融』

(法政大学出版社, 2015年9月)

西 川 輝

## I. はじめに

本書は, Helleiner, Eric, *States and the Re-emergence of Global Finance: From Bretton Woods to the 1990s*, Cornell University Press, 1994の翻訳である。原書の著者, エリック・ヘライナーは, 訳者あとがきで紹介されているように, 著名な国際政治経済学者であると同時に国際金融論・金融史にも通暁した第一級の研究者である。そして「現代の金融グローバル化は, なぜそしてどのように進展してきたのか」という主題に国際政治経済学の視点から応えた本書は, 刊行から20年あまりを経た現在もなお研究史上の基準をなしている。いやむしろ, 金融グローバル化が国際金融システムのみならず国内の経済成長や雇用問題にまで影響を及ぼす現在だからこそ, その重要性はいっそう強まっているとさえいえる。この意味で訳書の刊行はまさに時宜を得たものである。翻訳は達意の良訳であり, 重要な専門用語にはもれなく訳注が付されている。本書は, 学術研究者のみならず広く一般の読者にも参照されるべき著作といえよう。

本書の構成は次の通りである。第一章：問題

意識——グローバル金融の復活と国家, 第I部：ブレトン・ウッズの制限的金融秩序（第二章：ブレトン・ウッズ体制と資本規制の承認, 第三章：根強い警戒——交換性回復への緩慢で限定的な動き）, 第II部：グローバル金融の復活（第四章：ユーロ市場への支持——1960年代の状況, 第五章：金融協力の失敗——1970年代前半の状況, 第六章：四つのターニング・ポイント——1970年代後半から80年代前半の状況, 第七章：金融自由化への転換——1980年代の状況, 第八章：国際金融危機への対処）, 第III部：結論（第九章：貿易の管理と金融の自由化——国家行動の解明）。以下, 内容を紹介し批評を加えてみたい。

## II. グローバル金融はなぜ復活したのか？

## 1. 金融グローバル化の政治史

なぜ1950年代末以降になって, 国際資本移動は急速に活発化したのか。国際金本位制の時代に繁栄しながらも, 再建金本位制の崩壊以降およそ30年にわたって控えめな機能しか果たさなかった「グローバル金融」はどのように復活を

遂げたのか。この点の解明が本書の主題である。そしてこの金融グローバル化に関する説明では、多くの場合、国家の役割が軽視されてきたとヘライナーは批判する。すなわち、「金融グローバル化は情報通信技術の発展や市場の力による必然的な帰結であって、国家の決定や非決定といった領域に属する問題ではない」との通念に対する異議が呈される。

もちろん当時から、スーザン・ストレンジら著名な国際政治経済学者は、金融グローバル化における国家の行動を重視する見解を示していた。これに対しヘライナーは、従来の国際政治経済学の研究がグローバル化の特定の段階あるいは各国の個別経験のみに着目しがちであったことを指摘し、自身は「より総合的な」政治史として金融グローバル化の過程を叙述すると述べている。すなわち、世界恐慌以降という比較的長い時間軸を設定するとともに、米英を中心とする先進工業国を対象を広げて分析することが課題として設定される。

さらにヘライナーは、この主題と不可分の論点として、なぜ国家は貿易面で多くの保護主義的な制限を残しながら金融面ではグローバル化への適合を進めたのかとの問いを提示する。こうした分析の意義について彼は、貿易面と金融面での国家行動の異同が、金融面での自由化が政治を超えた要因すなわち市場の圧力と技術進歩によって進展したとの通念にかなりの根拠を与えてきたためであると説明する。またこの試みは、「自由な国際貿易秩序」と「自由な国際金融秩序」とでは成立要件が異なることを明らかにする点で、国際政治経済学の理論的發展に資する試みでもあることが付言されている。

## 2. ブレトン・ウッズの制限的金融秩序

第I部では、制限的な金融秩序が維持された1950年代までが対象となる。1931年に再建金本位制が崩壊すると、主要各国は競争的減価や包括的為替管理といった近隣窮乏化政策を相次いで採用し、自由主義の国際秩序は貿易面でも金融面でも崩壊した。ガードナーの古典的研究が指摘するように、ブレトン・ウッズ協定は、ケインズ案とホワイト案の対抗と妥協の産物であったが、2つの点で恐慌と近隣窮乏化という1930年代への反省に支えられたものでもあった。すなわち、①裁量的マクロ政策を通じた完全雇用（介入主義的福祉国家）と、②国際貿易の発展に資する安定した国際通貨システム（固定相場制度と多角的貿易体制）の実現を重視する視点である。そして資本自由化はこれらの政策目標と両立しえないものであったことから、制限的な金融秩序が追求された。

ブレトン・ウッズ協定は、確かに「自由・無差別・多角」の原則を標榜したが、そこでの「自由主義」とはジョン・ラギーが巧みに表現したように「埋め込まれた自由主義」だったのであり、19世紀的な意味での「自由主義」ではなかった。そしてヘライナーが指摘するように、その「自由主義」は金融部門を狙って「埋め込まれた」のであった。この思想は、産業資本家、労働者団体、ニューディーラーたちの支持を集め、国際金融の管理を行う公的機関（IMF・世銀）の創設につながった。

もっとも、ケインズもホワイトもあらゆる資本移動を否定したわけではない。規制の対象と目されたのは均衡攪乱的な短資移動であり、生産的資本や経常黒字国から赤字国への均衡回復的な資本の移動はむしろ支持された。そしてこ

うした選別的な資本規制を有効に機能させようとするれば、国家の役割が重要となることは明らかだった。このため経常取引を装った資本取引を防止するための為替管理や、資本流出国と流入国双方による協調的な資本規制の義務化が重要であると考えられた。

他方、こうした制限的金融秩序は同時代のコンセンサスではなく、とりわけアメリカの金融界はこれに強く反対した。彼らは、為替管理によって自己の利益が抑制されることに反発する一方、規制の基礎をなす「埋め込まれた自由主義」の思想にも抵抗していた。彼らは、投機的資本移動の弊害を認識しつつも、投機は金融政策の誤りによるものであり、制限的な金融秩序もまた主要国の政治経済が安定するまでの経過措置に過ぎないとの見方を有していた。さらに金融界は、財務官僚が支配するIMF・世銀にも強く抵抗した。彼らが重んじたのは、金融界ともつながりが深く古典的な自由主義思想の強いBISと中央銀行間協力の枠組みであった。彼らは、ブレトン・ウッズ構想のオルタナティブとしてニューヨーク連銀のウィリアムスが提唱する「キーカレンシー構想」を支持した。

このように、ブレトン・ウッズ協定はさまざまな思想や利害の対抗と妥協のうえに成立したものだったが、その原則はやはり「規制」に特徴づけられていた。ヘライナーは、アメリカ政府は、1945年から47年にかけての短期間を除き、1950年代にかけて自由な金融秩序の形成に向けた動きをほとんど見せなかったと述べている。

なおヘライナーによれば、この一時的な政策転換は、ルーズベルトからトルーマンへの政権交代に伴う財務省におけるニューディーラーの失墜と自由主義者の台頭、彼らとニューヨーク

金融界の結びつきによってもたらされた。金融界は、急進主義的なキーカレンシー構想を掲げ、金融支援の代償としてポンド交換性回復とスターリング地域の解体をイギリスに求める英米金融協定を実現させた<sup>1)</sup>。同時に彼らは、ナチスへの戦争協力の罪を問われ、また金融自由主義の象徴として清算の危機に瀕していたBISの存続にも成功した。この後BISは、EPUの決済代理人として復活し、1950年代末以降、国際金融システム安定化のためのフォーラムとして重要な役割を果たすことになる。

さらにアメリカ金融界は、1947年冬の欧州危機がアメリカへの大規模な資本逃避によるものであったにもかかわらず、自らの利益を損なう協調的資本規制に応じようとしなかった。他方、こうした資本逃避を防ぐことは政治的にも困難だった。というのも、リーズアンドラグズその他の方法で規制をすり抜けようとする資本移動を規制しようとするれば、「包括的」な為替管理が必要となるが、それは直ちに「埋め込まれた自由主義」が掲げる開放的な貿易秩序の否定を意味したからであった。

ところが、金融界の目指す自由主義は短期間のうちに頓挫した。英米金融協定にもとづくポンドの交換性回復はイギリスから大量の金ドル流出をもたらす失敗に終わり、疲弊した欧州には共産主義の影が忍び寄った。

こうして登場したのがマーシャル・プランであったというのが、ヘライナーの評価である。その意義は第一に、資本収支危機への対処法として相殺融資の方法が活用されたことにある。それは「包括的為替管理か金融自由主義か」という両極を避け、「埋め込まれた自由主義」といういわば「中間的な」自由主義を維持するための方策であった。第二に、マーシャル・プラ

ンは一挙安定論からの転換をもたらした。以降、アメリカの対外政策は財務省の自由主義・安定化路線より国務省・経済協力局の漸進主義路線に沿って調整されるようになり、西欧や日本の漸進的な為替自由化は容認された。それは一方で、冷戦体制下でアメリカが西側同盟諸国に「不人気な」政策を回避しようとした結果だったが、他方で同時代における「埋め込まれた自由主義」の影響力の強さを物語っていた。

以上、1950年代までの「戦後過渡期」においてブレトン・ウッズの制限的な金融秩序が維持された理由は4つにまとめられる。①政策思想としての「埋め込まれた自由主義」への支持、②「埋め込まれた自由主義」と自由な金融秩序は両立しえなかったこと、③冷戦の論理から、アメリカが為替自由化より西欧や日本の政治的安定・経済成長を重視したこと、④アメリカ金融界の拙速な自由化が、かえって金融自由主義への反作用をもたらしたこと。

他方、この制限的な金融秩序が、絶えず新自由主義を信奉する政策担当者や知識人—BISやIMFで活躍したヤコブソン、モンペルラン協会の支柱であったハイエクなど—からの批判にさらされていたことも忘れてはならない。実際両者の軋轢は、1950年代における欧州の自由化過程においてたびたび顕在化した。こうした緊張関係の延長に、1960年代以降の資本自由化が位置づけられる。

### 3. グローバル金融の復活

ブレトン・ウッズの制限的な金融秩序を支持していた国家は、なぜ開放的な金融秩序を受け入れるようになったのか。これが第Ⅱ部のテーマである。

#### (1) 金融自由化の萌芽：1960年代——70年代前半

きっかけは、ロンドンにおけるユーロダラー市場の登場と英米両政府による支持であった。早くも1950年代末に顕在化したポンド投機に対し、イギリス政府は、ケインズ主義政策を維持するための資本規制を厳格化させた。こうしてポンドビジネスの縮小を余儀なくされたロンドンの金融界が活路を見出したのが、ユーロダラー業務であった。他方、ロンドンの復権を目指すイギリス政府にとってもユーロ市場の成長は好都合であり、金融界の行動は積極的に支持された。

アメリカ政府もまたユーロダラー市場の発展を支持した。「黄金の60年代」と評される反面、1960年代はブレトン・ウッズ体制の動揺期でもあった。ドルの信認問題が浮上するなか、民主党政権は、「大砲もバターも」と呼ばれるケインズ主義に固執しインフレと経常収支の悪化を生み出しつつ、ドル危機に対しては資本規制によって応じようとした。こうした規制は、金融界はもちろん多国籍化を進める産業資本に不人気だったが、政府としては、ユーロ市場の利用を奨励することで不満を抑え込むことができた。また金利規制のないユーロ市場の発展は国際的にドル保有の魅力を高めるものだったし、各国がドル調達場としてユーロ市場を活用するようになれば、国内政策の変更をせずに国際収支不均衡を調整することもできた。こうして、アメリカ政府の後押しもあってユーロ市場は次第に拡大していった。

これに対し、通貨投機のなかにあつて、英米以外の主要国はなお制限的な金融秩序を支持しており、攪乱的な資本流入に対し単独での資本規制を試みた。さらに、IMF資金の用途が資本

収支赤字対策にまで拡充されたほか、BISを中心とする中央銀行間スワップ網が整備されるなど、この時期に相殺融資の枠組みもまた発展をみせた。この枠組みはG10諸国の連携を発展させ、のちに各国が国際金融危機に協調して応じる際の基盤となった。

他方、投機はそうした相殺融資では抑制しえないほどに激化した。1967年のポンド危機を契機に、事態はなし崩し的にニクソンショックへと帰結し、1973年3月までに主要通貨は変動相場制へと移行した。国際貿易の拡大と多国籍企業の成長、国際的な情報通信網の拡大によって資本規制は困難になった。包括的為替管理の可能性はいつそう遠のき、協調的資本規制が頼みの綱となった。

実際、協調的規制は、国際通貨制度の再建をめぐる主要国間の協議で繰り返し議論された。しかしアメリカは、「自由な資本移動は国際経済全体の厚生を高める。そもそも資本移動は国内経済の基礎的条件を反映したものであり、国内マクロ政策に必要な調整を促す役割を持つ」との論法で、IMF・C20・G10Dなどあらゆる場で規制に反対した。欧州と日本は規制の重要性を説いたが、国際金融におけるアメリカのヘゲモニーに照らせば、規制の実現においてアメリカ一国が拒否権を有することは明らかだった。

なぜアメリカは金融自由主義を支持するようになったのか。ヘライナーは、3つの理由を挙げている。①自由な国際金融秩序の創出によってドルの地位を高め、ドル建て資産への資本流入を促すことで経常収支の調整負担から解放されること。すなわち「構造的権力」の行使。②ケインズ主義の後退と新自由主義の台頭。③「埋め込まれた自由主義」の支持者だった産業

資本が多国籍化の過程で資本規制に不満を持つようになり、金融界、金融当局、多国籍産業資本の間に新自由主義支持の同盟関係が生み出されたこと。

## (2) 金融自由化への転換と国際金融危機： 1970年代後半——80年代

こうして事態は、金融グローバル化へと傾いていった。変動相場制は均衡回復的に作用するとの期待は幻想にすぎず、為替相場はしばしばオーバーシュートした。ウィリアムソンが巧みに表現したように、国際通貨システムは明示的なルールを欠いた不安定な「ノンシステム」へと移行したのであった。こうしたなか、主要各国は通貨不安に見舞われ「国内政策維持のための資本規制」か「資本規制の断念と緊縮主義の受容か」という選択を迫られた。そしてすべての場合で、国家は後者を選択したのであった。

1976年、ポンド危機に直面したイギリス労働党政権は、拡張政策の維持と為替管理（代替経済戦略）を断念し対外融資を獲得すべく緊縮主義に転換した。フランスでも、フラン投機に見舞われたミッテラン政権が、一時はEMSからの離脱と為替管理の強化による拡張路線の維持を模索したものの、最終的にはそれらを断念し緊縮政策を採用した。

アメリカでは、1978年末のドル危機に際し、カーター政権が「ハードマネー主義者」で鳴らしたヴォルカーをFRB議長に登用し、強力なインフレ抑制策を断行した。すでに述べたように、アメリカ政府は金融自由主義に国益を見出すようになっており資本規制はほとんど検討されなかった。一方、FRBの一部は、ユーロ取引が金融政策の自律性を脅かすことを警戒しオフショア借入への規制やユーロダラーへの準備

規制等の措置を検討した。しかし、自国にユーロ市場を擁するイングランド銀行とスイス国立銀行に加え、アメリカ銀行界もこれに反発したため計画は失敗した。こうして1981年、FRBはIBFsの開設によってアメリカにユーロ取引の中心を移し、規制をめぐる発言権を高めようと画策したが、IBFsはかえってユーロ市場の発展をもたらした。

いずれかのケース（とりわけ英米）で規制の導入が選択されていれば金融グローバル化の帰趨は随分異なっていたに違いないという意味で、これらの政策決定は「ターニング・ポイント」だったとヘライナーは分析する。しかし一方でケインズ主義が支持を失い、他方でアメリカが自由な金融秩序に国益を見出すようになっていた当時の状況で、資本規制は政治的に著しく困難だった。

こうして、主要国は資本自由化へと舵をきるようになった。金融ヘゲモニー国アメリカは既存の金融自由主義を維持し、レーガン政権は民間資本流入を双子の赤字の補填に活用した。後退期ヘゲモニー国イギリスでは、ロンドンの地位を守るための規制緩和がサッチャー政権の下で実行され、1979年に為替管理が全面的に廃止となり、1986年には「ビッグバン」として知られる証券市場改革が行われた。さらに債権大国となった新興ヘゲモニー国日本でも、自由な金融秩序への関心が高まり、外為法改正、日米円ドル協定を通して金融自由化・国際化が進められた。

1980年代後半以降、ECでも欧州委員会が資本自由化をリードした。これは経済統合への一過程だったと同時に、米英の金融自由化への対抗措置すなわち「規制緩和と競争」としての動きでもあった。さらに自由化は、オーストラリ

ア、ニュージーランド、スカンジナビア諸国に広まり、金融グローバル化の潮流は決定的となった。

他方、国家は自由な国際金融秩序と整合的な金融規制の枠組みを発展させるうえでも重要な役割を果たした。すなわち、国際金融危機に対し危機管理と危機予防の両面で積極的な役割を果たした。まず危機管理の点では、1974年のフランクリン・ナショナル銀行の破綻、1982年の中南米累積債務危機、1987年のニューヨーク株式市場の暴落のいずれの場合にも、米英日の金融ヘゲモニー国とBISやG10が「最後の貸し手」機能を含め、危機の鎮静化に主導的な役割を果たした。また危機予防の点では、BISのバーゼル委員会を中心にバーゼル・コンコルダットやBIS規制といった国際銀行業への規制の枠組みが形成される一方、米英の主導で証券業に対する監督レジームが広まった。こうした規制体系は、ブレトン・ウッズの「市場対抗型」規制とは異なり「市場順応型」規制であり、この意味で自由な国際金融秩序の維持と発展を促す役割を果たした。

#### 4. 自由な国際経済秩序をめぐる国家行動

以上、金融グローバル化の政治史を踏まえ、第Ⅲ部「結論」では、国家が貿易面で制限的な秩序を残しながら開放的な金融秩序を受容した理由について検討が行われる。これについてヘライナーは、以下の5点を指摘する。

第一に、貿易面で自由な国際秩序を形成する際には集合行為問題が障害となる＝集団でルールを維持することに困難が付きまとうのに対し、金融面ではマネー固有の可動性と代替可能性によってむしろ閉鎖的秩序の形成に集合行為

問題が生じること。すなわち金融面では単独での自由化が利益を生むのであり、結果、規制緩和競争がもたらされたこと。

第二に、国際金融危機への対応に際し障害となりえた集合行為問題が、BISを中心とした中央銀行家間の協調によって抑制されたこと。通商官僚より中央銀行家間でこうした協調が成功したのは、彼らが「価値判断と因果律」の理解において一致していた—国際金融の安定が公共の利益であること、国際金融の安定には中央銀行間協力が必要であること—からであった。また第三に、国際金融危機への対応においてみられたように、開放的金融秩序に利益を見出したヘゲモニー国の米英日が、その維持に意思と能力を発揮したことも重要であった。

第四に、国際金融が高度に専門的で複雑に見えることや、資本自由化によって悪影響をこうむる特定の社会集団が存在しないこと等の理由から、貿易自由化と比べ金融自由化が国内政治で注目されにくかったことが挙げられる。金融の問題は、その重要性とは裏腹に一般国民にとって「身体感覚」に乏しいということであろう。

第五に、自由な金融秩序と自由な貿易秩序は理論的にも両立しえなかった点が指摘される。自由な国際経済秩序を構成する要因は必ずしも並立するわけではなく、この意味で金融グローバル化は政策担当者の優先順位の変化の問題としても説明できるとヘライナーは締め括っている。

### Ⅲ. 意義と論点

このように本書は、金融グローバル化を単なる経済の問題としてではなく政治経済の問題と

して描き出している。そうした視角は国際政治経済学の研究に共通しているが、本書独自の意義として以下の3点を指摘できよう。

第一の意義は、明快な「金融ヘゲモニー国」の行動分析である。アメリカによる「構造的権力」の行使という観点は、アメリカが「ハード・パワー」・「ソフト・パワー」の両面で相対的に衰退しながらも、ドル・バランスが拡大し続けている現状を理解する手掛かりとなる。「グローバル・インバランス」や「ブレトン・ウッズⅡ」の議論が示すように、アメリカは經常赤字ファイナンスの相手を新興国に移しながら、その「構造的権力」を今なお行使しているといえよう。さらに「後退期」ヘゲモニー国としてのイギリスに加え、やや違和感はあるものの、日本を「新興」ヘゲモニー国と位置づけ、行動の相違を明らかにした点は本書独自の貢献であり、岐路に立つユーロ圏諸国や台頭する中国の動向など、現代における金融ヘゲモニーの帰趨を占う視角として興味深い。

第二の意義は、金融ヘゲモニー国による金融自由化が他国に波及するプロセスを、金融やマネーの特性と関連づけて考察している点である。この検証を通し、貿易面と異なり金融面では「競争的規制」よりも「規制緩和競争」が必然であるとの極めて興味深い結論が示された。さらに自由な国際経済秩序にも類型があり、それぞれ成立要件が異なる可能性を明らかにした点、とりわけ自由な国際貿易秩序と自由な国際金融秩序が両立しえないことを指摘した点は、覇権安定論に対する批判的な修正でもあり、本書独自の理論的貢献といえよう。以上2つの理論的考察から、ヘライナーは、既存の「決定論主義」的な見解を退け、金融グローバル化を国家の行動と選択の帰結として説明することに成

功している。

第三の意義は、精緻な理論分析に歴史の視点を採りこむことで、本来「国家」という分析単位では捉えきれない多様な対抗軸—IMFとBIS、中央銀行家と財務官僚、金融資本と産業資本、ケインジアンと新自由主義者等—を見事に検出している点である。この歴史分析によって、金融グローバル化が、合意された必然的帰結ではなく多様なオルタナティブの中から意識的に選択された結果だったことがいっそう明瞭に示されている。なおこれとの関連で興味深いのは、ヘライナーが中央銀行間協力のような「超国家的」枠組みのカルチャーや政策思想の独自性に注目している点である。これは、近年活発化している国際金融機関史の問題関心を先取りした営為といえるだろう。

以上、本書の意義を述べたが、最後に2点ほど問題提起もしておきたい。第一は、ブレトン・ウッズ期（とりわけ1950年代）の評価、ひいてはブレトン・ウッズから金融グローバル化への「転換」という把握の仕方に関わる論点である。ヘライナーは、ブレトン・ウッズ構想が「制限的な金融秩序に裏付けられた埋め込まれた自由主義」を志向したものであったことを適切に評価している。しかし、ブレトン・ウッズ協定の「理念」と1970年代以降の「現実」との距離感を重視し、ブレトン・ウッズの崩壊と制限的秩序の「転換」を強調しようとするあまり、ブレトン・ウッズ協定の理念とブレトン・ウッズ期の現実とを同一視してしまっているように思われる。換言すれば、1950年代が「戦後過渡期」と評される所以、深刻なドル不足という現実に対しブレトン・ウッズ構想が「理想主義」に過ぎた点を必ずしも十分に考慮していないといってもよい。

戦後過渡期は、たしかに為替管理の時代であった。しかしそれは、必ずしも「ヘライナーの説明するような形で」制限的な金融秩序が維持されていたことを意味しない。各国は経常取引に関する為替自由化を義務付けられていた（IMF協定第8条）が、ドル不足の下で「国際収支上の理由」から為替管理を維持し、国内マクロ政策もまた外貨制約＝国際収支の天井からしばしばストップ・ゴーとして展開する状況にあった。「埋め込まれた自由主義」＝内外均衡の同時達成はおろか、むしろ内外均衡の同時追求が生み出す矛盾の解消が焦眉の課題となっていたのである。為替管理への支持は、理念レベルの問題というより現実的な要請によるものだったと思われる。

このことは、ブレトン・ウッズの「理念」をめぐる評価を変えるものではないが、資本自由化への移行の仕方について「転換」とはやや異なるシナリオを導く。資本自由化をめぐる歴史研究が示しているように<sup>2)</sup>、1950年代末以降、戦後過渡期からいわば「平時」への移行が完了するなか、「投機でさえも均衡回復的に作用する」といったマネタリストの主張は異端であったとしても、主要各国は次第に資本移動を平時の金融取引として認識するようになっていったのではないか。すなわち、開放的金融秩序への移行が政治的決断の所産であったことは確かだが、それはより連続的な過程だったのではないかということである。この点は、各時代でどのような種類の資本移動が規制／自由化の対象として議論されていたのか（直接投資、証券市場の規制緩和、金利裁定、通貨投機など）、資本移動の数量的なインパクトの相違も考慮しながら検討することで、より明確になるのかもしれない。

第二は、多分に後知恵的で外在的な論点だが、途上国による金融グローバル化の受容過程に関わる問題である。アジア通貨危機の原因をめぐる内因説と外因説の論争は記憶に新しいが、これまで多くの研究で、アメリカ政府やIMFが途上国に開放的な金融秩序の受容を迫ったことが批判的に論じられてきた。他方、IMF史家のポートンは、IMFの側は経済社会の自由主義的な変容を「サイレントレボリューション」と捉えていたと述べる。そして彼は、成長を志向する途上国による自律的な市場化・対外開放路線の採用が、政治的問題に介入回避的だったIMFをこれら諸国の改革に踏み切らせたと説明する。

1980年代以降における途上国の対外開放は、金融ヘゲモニー国の圧力によるものだったのか、あるいは成長資本を求める途上国が外資獲得のための「規制緩和競争」を展開した結果だったとみるべきなのか。「権力」概念を中心に据えていることもあり、本書では途上国の側の視点が捨象されているが、金融グローバル化

が必ずしも途上国の経済成長や格差の縮小につながっていないことを示す実証研究は少なくない。途上国による金融グローバル化の受容過程については、今後、理論的・歴史的な検討が必要となろう。

以上、若干の論点を挙げたが、これらの問題提起が本書の意義をいささかも損なうものではないことは明白である。30代初頭にして原書を纏め上げたヘライナーの力量と、本研究の現代的意義を見抜いた訳者の慧眼に敬意を表し、小論を締め括る。

#### 注

- 1) なお評者は、この英米金融協定に至るアメリカ政府の政策決定過程を、金融自由主義への転換としてではなく、むしろブレトン・ウッズ協定の成立・発効に向けた諸利害との妥協の所産として捉えている。またこれとの関連で、ウィリアムスのキーカレンシー構想と金融界の掲げた急進の方針（キーカレンシーアプローチ）を区別している。詳しくは、拙著、西川輝『IMF自由主義政策の形成——ブレトンウッズから金融グローバル化へ』、名古屋大学出版会、2014年9月、21-34頁を参照されたい。
- 2) たとえば、Chwieroth, Jeffrey., *Capital Ideas: The IMF and the Rise of Financial Liberalization*, Princeton University Press, 2010を参照されたい。

(横浜国立大学経済学部准教授)